

河内長野市財政白書（※暫定版）

～令和5年度（2023年度）決算版～



※令和6年12月現在、令和5年度の類似団体の数値について未公表のため、空欄としています。令和7年9月には公表予定です。

令和6年（2024年）12月



大阪府 河内長野市

この冊子は、原則として総務省が毎年度実施する地方財政状況調査に基づく普通会計の決算数値を用いて作成しています。

普通会計とは、各地方公共団体によって会計の範囲等が異なるため、他団体と比較できるよう全地方公共団体で同一の基準で統計処理された会計のことです。

河内長野市の令和5年度の普通会計は、主に一般会計と土地取得特別会計を合算し、各会計間の重複経費を控除したものとなります。

目次

はじめに	1
① 収支の状況について	2
② 歳入の状況について	5
③ 市税の状況について	7
④ 地方交付税の状況について	10
⑤ 目的別歳出と性質別歳出について	14
⑥ 人件費の状況について	20
⑦ 公債費の状況について	22
⑧ 経常収支比率の状況について	24
⑨ 経常収支比率の推移について	25
⑩ 基金の状況について	28
⑪ 健全化判断比率の状況について	31
⑫ 行財政改革について	35
財政用語の解説	37

はじめに

本市では人口減少や少子高齢化が大きな課題となる中、将来都市像である（人・自然・歴史・文化輝くふれあいと創造のまち 河内長野）の実現に取り組んでいます。多様な地域資源を最大限に活かしながら、成熟した都市として、人と人とのふれあいを大切に、市民の豊かな暮らしと新たな価値の創造をめざし、まちづくりを推進しています。

令和5年度は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援として、全市民への電子地域通貨の配布やエネルギー価格高騰の影響を受ける事業者への給付金の支給などを実施しました。また、市民生活の利便性向上に向けて、行政手続きのデジタル化・オンライン化の促進にも、引き続き取り組みました。その他にも、河内長野市高向・上原土地地区画整理組合、小山田西土地地区画整理組合の設立や、赤峰市民広場の産業用地化の取り組みなど、まちの姿が大きく変わる事業を進めました。

令和5年度の決算におきましては、平成30年度予算編成から導入した「包括予算制度」のもと、「現場視点」での各部局の創意工夫による取組みと、「全庁視点」での全部局横断的な改革による予算編成を行った結果、財政調整基金を取り崩さず、黒字を確保することができました。

一方、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、臨時経済対策費や包括算定経費などの増加により普通交付税が増加した一方で、国による発行可能額の抑制により臨時財政対策債が減少したことなどにより、令和5年度は95.3%となり、前年度と比べ1.6ポイント悪化しました。

本市では、中長期的には、少子高齢化や人口減少の影響による市税の減収が予想される一方で、高齢化の更なる進展による介護保険特別会計繰出金や後期高齢者医療療養給付費負担金などの社会保障関係経費の増加が見込まれます。このような厳しい状況の中、財政収支を踏まえた施策・事業の選択と集中による財政基盤の確立がより一層必要となっています。そのために、定住・転入の促進や産業振興、ふるさと納税の拡充等により、さらなる歳入の増加に努めます。また、歳出面では、現場視点による創意工夫を行い、庁内・民間連携を図りながら、新たな市民ニーズに対応した施策・事業を構築することで、市の発展に向けたまちづくりを展開していきます。

「市民のみなさんが、まちの変化を感じ取り、未来に期待と希望を抱いていただく」こうした状況が常態化することを目標に、まちづくりを進めてまいります。そのため、市民のみなさんのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

この「財政白書」では、当市の財政状況を市民の皆様にお知らせすることで、財政の健全化に向けた取組みについて、一層のご理解を賜りたいと考えています。

なお、専門用語の使用はなるべく避けるようにしましたが、本文中、やむなく使用しているところもございます。そのため、市民の皆様が本書をお読みいただく際の一助となるよう、巻末に用語集を掲載しましたので、ご活用ください。

1 収支の状況について

本市の財政状況について、近年における歳入面の傾向としては、人口減少及び高齢化に伴う働く世代の減少による個人市民税の減少などが当市財政に対して非常に大きな影響を与えています。

また、地方交付税は、地方財政計画において地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額が確保されていることなどにより増加傾向にあります。


一方、歳出面の傾向を見ても、高齢化の影響により、障がい者福祉関係に係る扶助費の増加、高齢化を背景とした介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療療養給付費負担金等が年々増加している状況です。また、今後においては、人口増加期に建設された公共施設の老朽化が進み、その更新費用が膨大なものになることが予想されています。

このような状況の中で、令和5年度は業務改革に取り組むとともに、平成30年度予算編成から導入した包括予算制度のもと、各部局の創意工夫による取組みを促し、現場視点で必要な市民サービスを確保しながら、予算編成を行いました。その結果、財政調整基金を取り崩さず、黒字を確保することができました。

◆収支の状況

(単位 百万円)

	歳入総額 A	歳出総額 B	形式収支 A - B = C	翌年度 繰越財源 D	実質収支 C - D	財政調整 基金 とりくずし
令和元年度	35,196	35,145	51	38	13	0
令和2年度	47,858	47,793	65	49	16	0
令和3年度	40,509	40,448	61	42	19	0
令和4年度	40,682	40,531	151	133	18	0
令和5年度	41,471	41,153	318	75	243	0

 実質収支ってなに？



実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額（形式収支）から、翌年度への繰越し財源（繰越し明許費繰越し等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源など）を差し引いたものです。市町村の決算において、この実質収支が黒字の場合は黒字団体といい、赤字になると赤字団体ということになります。なお、実質収支が黒字の場合、当該黒字分は次年度の歳入（繰越し金・前年度決算余剰金）として取り扱われます。

また、標準財政規模（※）に対する実質収支の割合のことを実質収支比率といいます。令和5年度の当該比率については、1.1%となりました。

実質収支の規模については、各市町村の財政運営として、様々な要因があるなかで決定されています。例えば当該年度において国から交付された補助金を執行できず、次年度に当該補助金の返還が必要な場合、その返還に係る分の黒字を膨らませて実質収支を算出している市町村もあります。

従いまして、実質収支だけでは財政状況の良し悪しは判断できません。各市町村の財政状況は、様々な角度（市債残高、基金残高、経常収支比率など）から分析して判断する必要があります。

また、将来、本市を取り巻く厳しい財政環境を踏まえ、少しでも安定した財政運営と行政サービスが実施できるように備える必要があったことから、取崩しを抑え基金残高を可能な限り維持し、将来の公債費を低減させるため可能な限り市債の発行抑制を行ったことなどにより、結果として、収支均衡の決算（実質収支比率1.1%）となったところです。

この財政白書では、実質収支以外の指標につきましても、本市の状況の分析や解説をしていきます。

※ 標準財政規模とは、地方公共団体が標準的な行政サービスを行うために必要な一般財源の総額を示すもので、地方税、地方譲与税等の理論上標準的な収入見込額である標準税収入額等に、普通交付税額や臨時財政対策債発行可能額を加えた額となります。

財政メモ



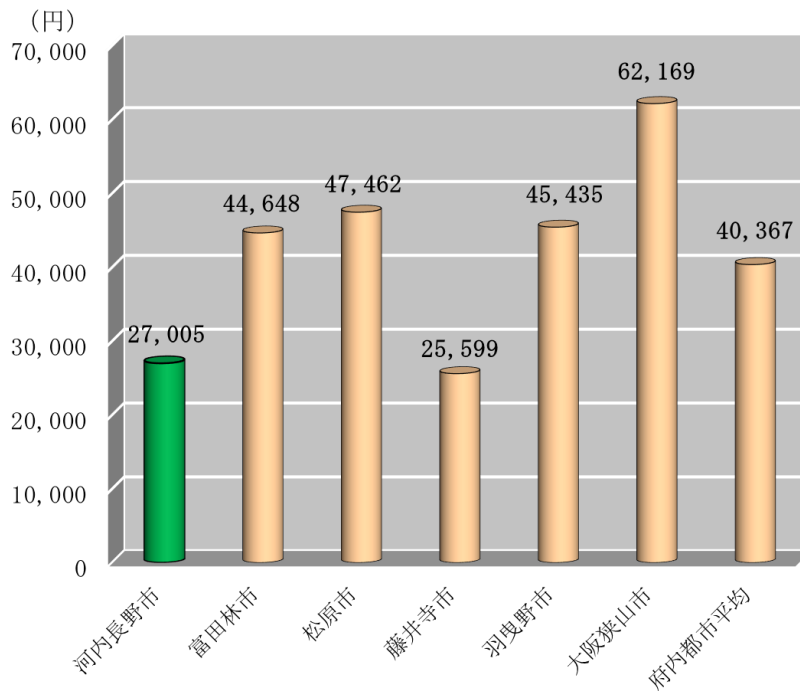
財政調整基金ってなに？



経済の不況等による大幅な税収減などに対応するため、年度間の財源の不均衡を調整し、計画的な財政運営を行うための資金を積み立てる基金のことをいいます。

令和5年度末の河内長野市における人口一人当たりの財政調整基金残高は、27,005円となり、前年度の25,076円と比較すると、1,929円増加していますが、他の都市と比較すると、近隣市（※）、府内都市平均（※）より低い状況です。

◆人口一人当たりの財政調整基金残高の比較



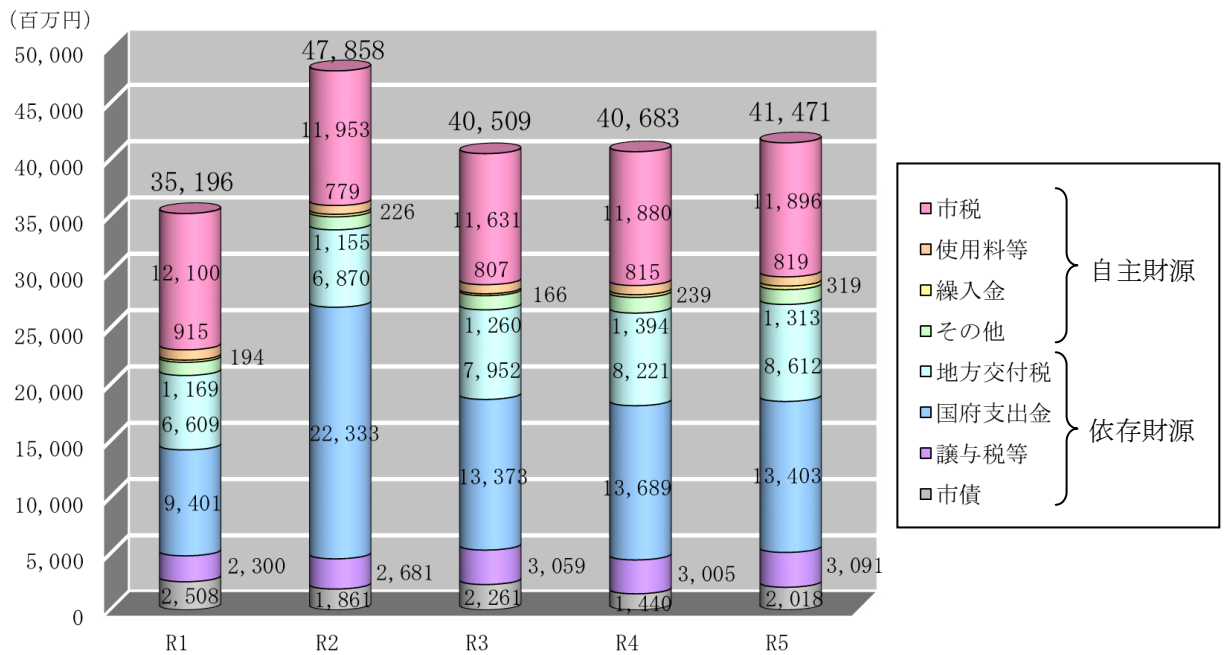
※ 本書では、当市の財政状況をより多角的に分析するため、「近隣市」、「府内都市」「類似団体」と各種財政指標の比較を行っています。

「府内都市」とは、大阪府内の政令指定都市（大阪市と堺市）及び町村を除いた31市のことをいい、「近隣市」は当市から地理的に近く、同一経済圏内にある富田林市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市の5市としています。また、「類似団体」とは、全国の市町村を人口と産業構造の要素により分類したもののうち、同じ分類に属する団体をいいます。（詳しくは巻末の用語集をご覧ください）

2 歳入の状況について

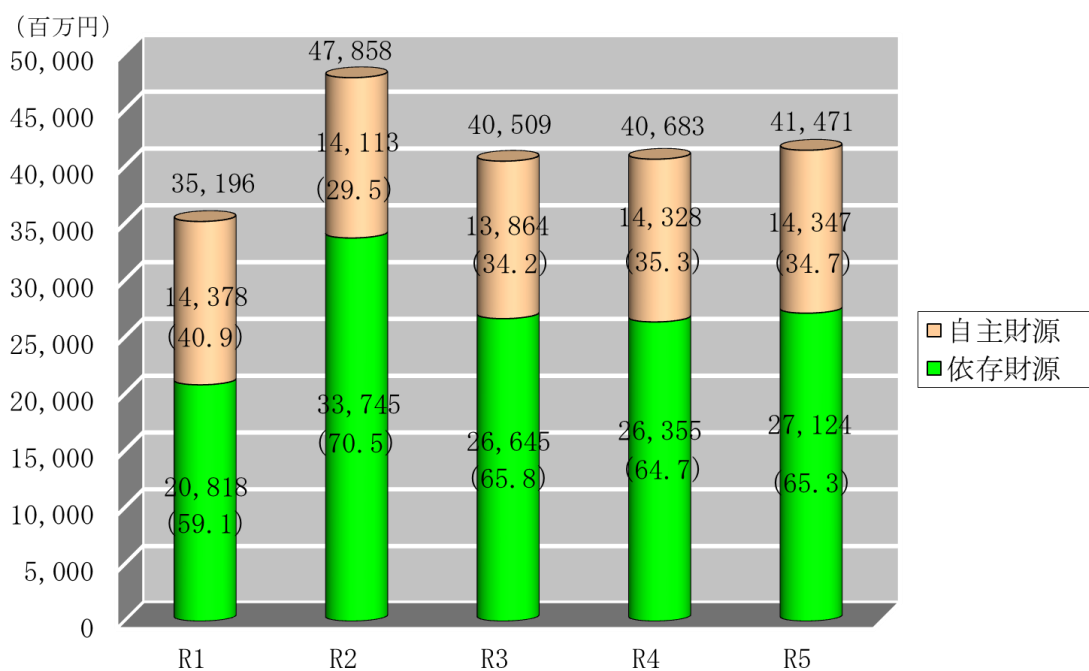
歳入の主なものには、市税・地方交付税・国庫支出金・府支出金・市債があり、令和5年度はこれらの5項目で歳入全体の約86.6%を占めています。また、これらの歳入は、市独自で確保できる収入である自主財源と、国や大阪府などから交付される収入や、市が発行する市債などの依存財源に大別することができます。

◆歳入の状況



自主財源では市税の変動が大きく影響し、令和5年度は前年度と比較して市税の増加額は約1,600万円となっているものの、依存財源の伸び率が大きく、自主財源比率(?)は、約34.7%でした。一方、依存財源については、地方交付税や国府支出金の割合が大きく、大部分を占めていますが、令和5年度においては、中学校大規模改造事業債が増加した影響等により市債の額が増加し、依存財源が財源全体に占める割合は約65.3%となりました。前年度からは0.6ポイント増加し、依然として依存財源の割合が高くなっています。

◆自主財源、依存財源の状況



財政メモ

? 府内都市の自主財源比率はどうなっているの？



河内長野市の自主財源比率は低下傾向にありますが、令和5年度の決算について大阪府内の都市（大阪市、堺市を除く）と比較すると31市中28番目の高さとなっています。また、自主財源比率が50%以上の都市は泉佐野市・箕面市・茨木市・吹田市・摂津市・豊中市の6市のみとなっており、多くの都市で自主財源の確保が課題となっています。

3 市税の状況について

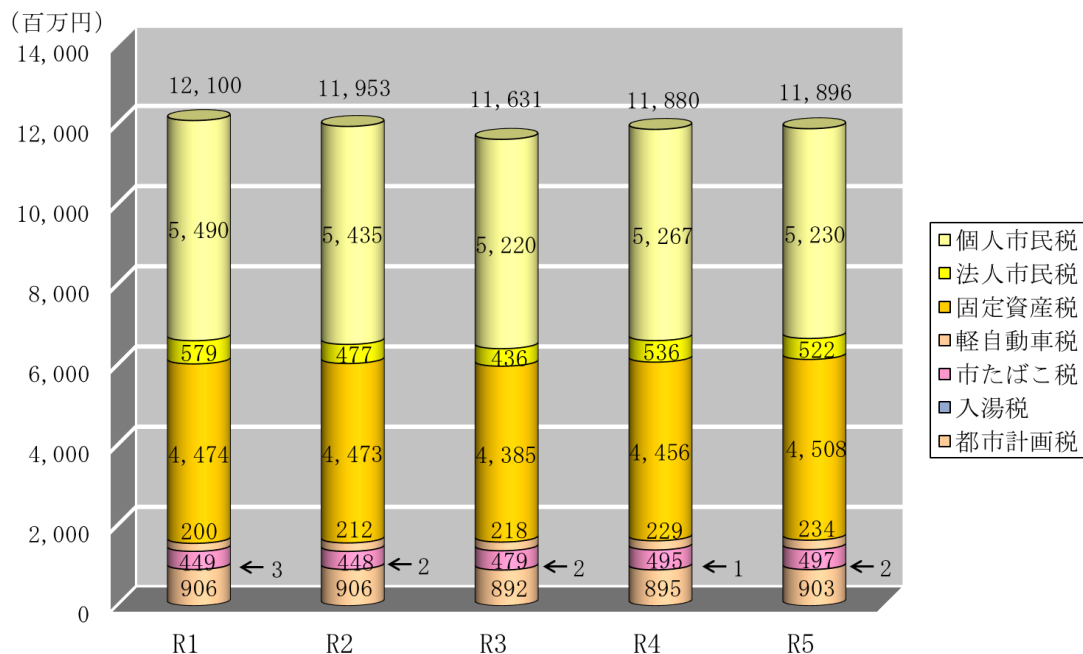
市税の主なものには、市民税、固定資産税、都市計画税があります。令和5年度はこの3税目で市税総額の約93.8%を占めており、市民税についてはそのうち約90.9%が個人市民税であることから、ベッドタウンとしての本市の特徴が構成比からもうかがわれます。

令和5年度の市税全体では、令和元年度と比較して約2億400万円減少しています。この主な要因は、人口減少及び高齢化などに伴い個人市民税で約2億6,000万円減少したことなどが挙げられます。

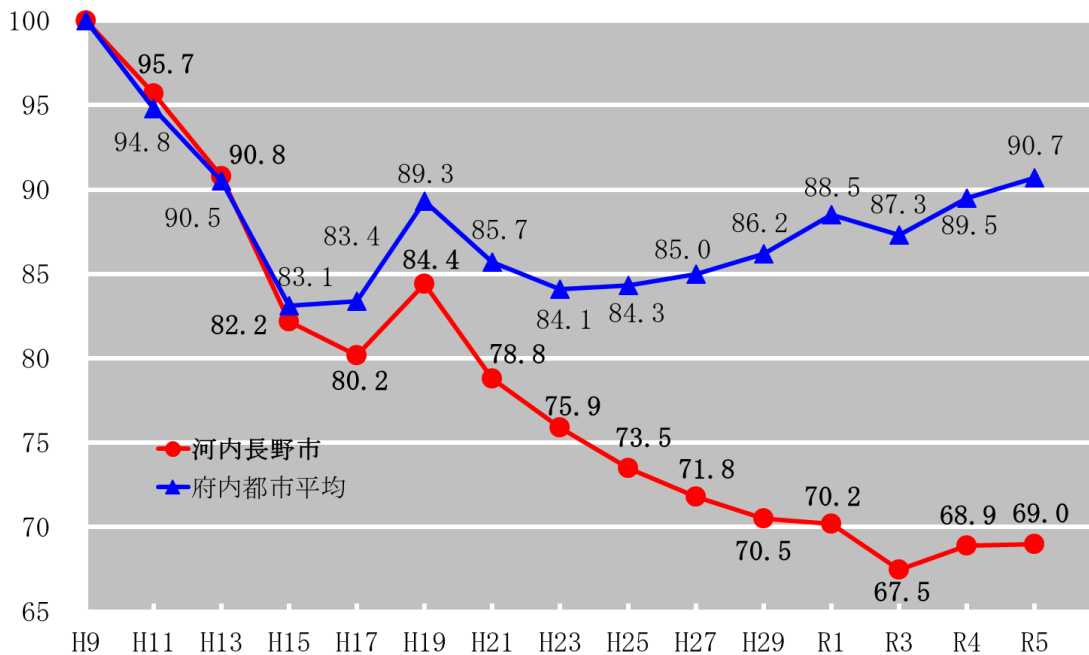
令和4年度との比較では、人口減少による納税義務者数の減少などにより個人市民税が約3,700万円減少した一方で、土地の地価下落幅の縮小及び家屋の新增築に伴い固定資産税・都市計画税が約6,000万円増加したことなどから、市税全体では約1,600万円増加しました。

また、市税のピーク時の平成9年度を100とした場合の市税の指数を見ると、平成15年度まで概ね府内都市平均と同程度の減少率で推移していましたが、その後は府内都市平均よりも減少率が大きくなり、令和5年度は税収がピークを迎えた平成9年度と比較すると、約69.0%の水準まで落ち込み、金額にして約53億4,300万円も減少しています。(?)

◆市税の状況



◆平成9年度を100とした場合の市税の指数



財政メモ



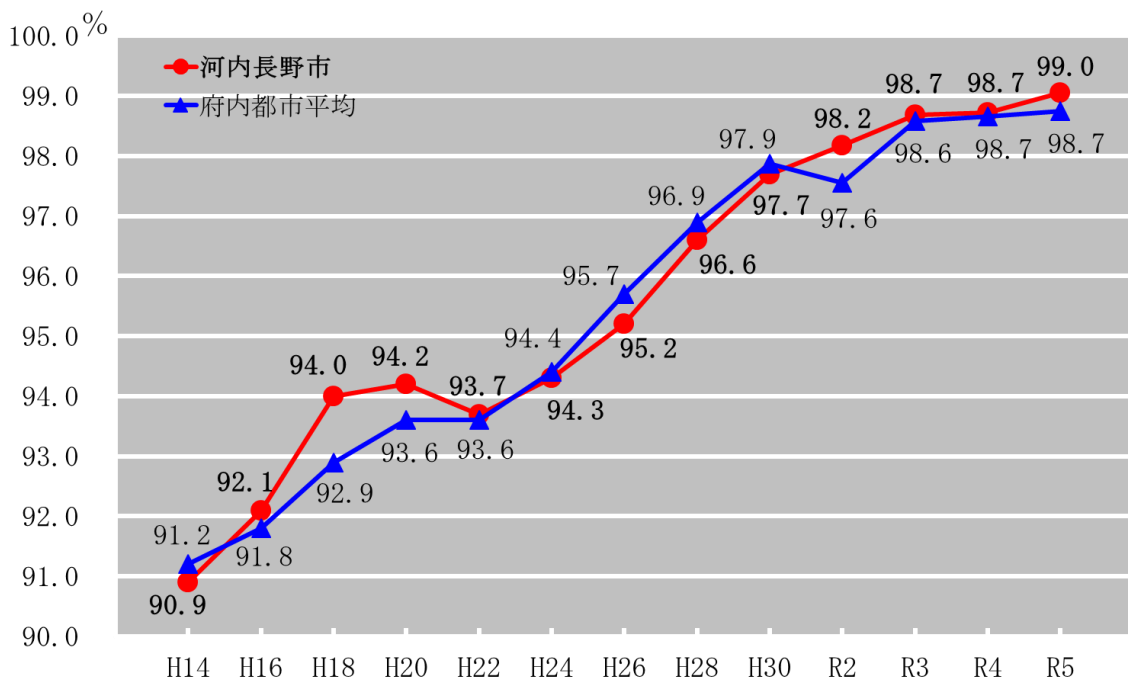
他の都市でも市税が減少しているの？



各都市の市税収入においても、本市と同様に減少傾向となっています。減少理由は各都市によって様々ですが、本市と同様に人口減少等が影響しているものと考えられます。三位一体改革に伴う税源移譲が実施された平成19年度と令和5年度の市税収入を比較すると、本市では約26億5,800万円減少しています。近隣市では、富田林市が約11億7,900万円、羽曳野市が約5億円、大阪狭山市が約4億2,600万円の減少、松原市が約5億1,400万円、藤井寺市が約1億4,000万円の増加となっており、本市の減少幅が一番大きいことが分かります。

次に、市税について、課税した額に対する収入額の割合を示す徴収率（？）の状況ですが、平成14年度以降、徴収強化の取り組みを実施したことによって上昇傾向にあり、令和5年度は99.0%となり、令和4年度より0.3%上昇しました。また、府内都市平均と比較してみると、他都市でも徴収強化の取り組みがなされていることから、平成24年度から令和元年度にかけては府内都市平均を下回っていましたが、令和5年度は府内都市平均を上回る徴収率となりました。

◆市税徴収率の推移（現年課税分、滞納繰越分の合計）



財政メモ



徴収率が1.0ポイント上昇すればいくらぐらいの金額になるの？



令和5年度の河内長野市の市税の課税額の合計は約120億1,000万円で、収入額は約118億9,600万円であるため、令和5年度の徴収率は99.0%となっています。

ここで、徴収強化の取り組みによる収入額への影響を見てもみますと、仮に徴収率が1.0ポイント高かったとすると、収入の増加額は約1億1,400万円にもなります。このように、徴収強化の取り組みによって市財政に与える影響は非常に大きなものとなっていますので、今後も徴収率向上にむけて着実に取り組んでいかなければなりません。

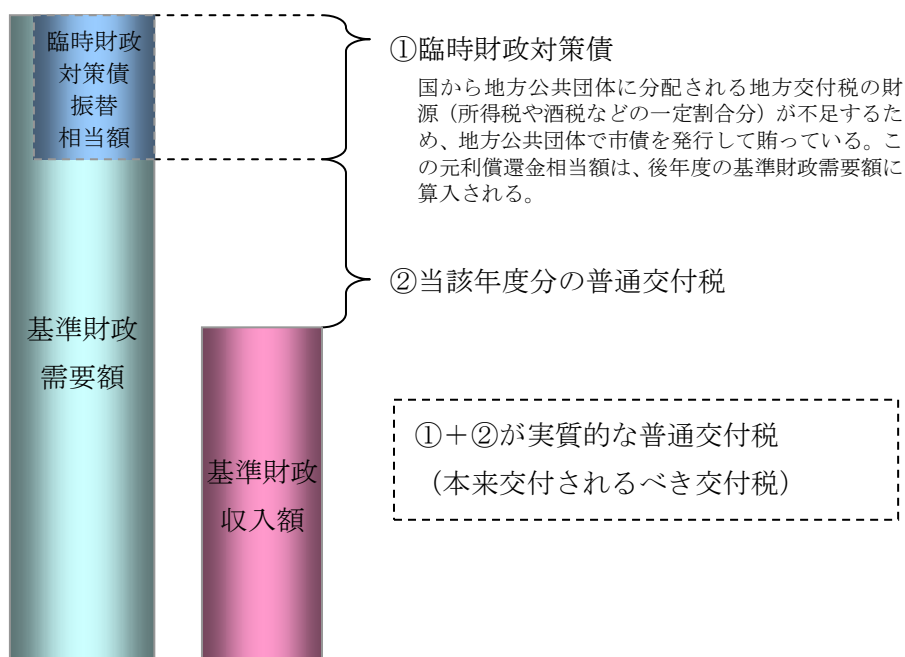
4 地方交付税の状況について

地方交付税とは、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額を地方公共団体に交付することによって税源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるように財源を保障するための地方共有の固有財源のことをいいます。

この地方交付税には2種類あり、ひとつは、標準的な行政水準を確保するための経費（基準財政需要額）と標準的な税率を適用することで見込まれる税収額（基準財政収入額）の差額が交付される普通交付税（地方交付税総額の94%）であり、もうひとつは、災害などの特別な事情により交付される特別交付税（地方交付税総額の6%）です。

普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を上回るときに交付され、基準財政収入額の方が大きい場合には、交付されません。大阪府内の都市について、令和5年度の普通交付税の交付状況を見てみると、府内31都市全てが交付団体となっています。

【普通交付税の算定の仕組み】



地方財政計画においては、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方公共団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に供給できるよう、交付団体を始め地方が安定的な財政運営を行うために必要となる地方交付税等の一般財源総額について、令和4年度と同水準を確保することを基本として地方財政対策を講じることとされました。

本市における令和5年度の普通交付税の状況を令和4年度と比較すると、基準財政需要額(臨時財政対策債振替前)は約4億400万円増加し、基準財政収入額は約2億2,500万円増加しました。その結果、普通交付税は約4億800万円増加し、臨時財政対策債発行可能額は約2億3,400万円減少しました。

主な増減要因として、基準財政需要額については、生活保護費が7,700万円、高齢者保健福祉費や社会福祉費などの増加により個別算定経費が約3億4,900万円、臨時財政対策債償還基金費が約1億1,700万円増加したことなどから、合計では約4億400万円の増加となりました。一方、基準財政収入額については、地方消費税交付金が約2億300万円、法人税割が約6,300万円増加したことなどから、合計で約2億2,500万円の増加となりました。

また、財政力指数(❓)は、令和5年度については、前年度から0.02ポイント減少し、0.57となりました。今後においても、人口減少や高齢化により財政力指数は低下する可能性があります。その場合、市独自の施策を実施する余裕が徐々になくなる見込みであることから、財政運営はより一層厳しさを増すことが懸念されます。

◆普通交付税の状況

(単位 百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準財政需要額 A	18,078	18,595	19,766	19,182	19,586
うち臨時財政対策債振替え額 B	1,199	1,172	1,561	436	202
振替後基準財政需要額(A-B) C	16,879	17,423	18,205	18,746	19,384
基準財政収入額 D	10,483	10,925	10,483	10,768	10,993
錯誤等 E	-15	151	0	5	0
普通交付税(C-D+E)	6,381	6,649	7,722	7,983	8,391
財政力指数(3ヵ年平均)	0.63	0.63	0.61	0.59	0.57

財政メモ



財政力指数ってなに？

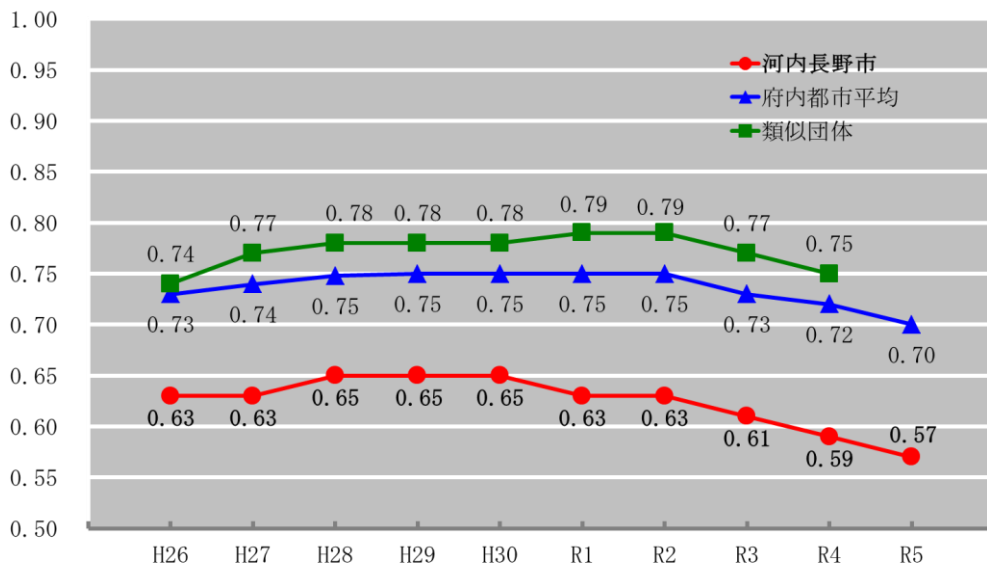
河内長野市は他市と比べてどうなの？



財政力指数は、地方公共団体の財政力の強弱を測る指標のことをいい、その算出方法は、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3ヵ年間の平均値により求められます。令和5年度について具体的にしてみると、令和3年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値は0.58、令和4年度は0.57、令和5年度は0.57となり、これら3年間の平均値が財政力指数となりますので、令和5年度における財政力指数は「0.57」となります。

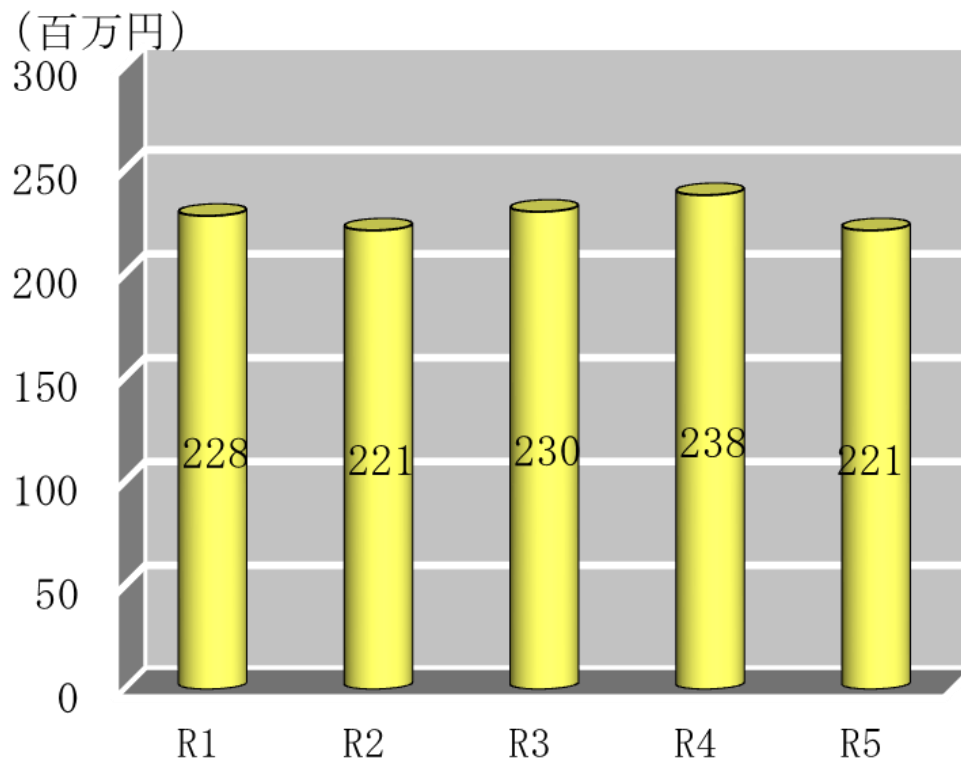
類似団体及び府内都市平均との比較を見てみると、指数の推移はほぼ同じ傾向を示していますが、類似団体及び府内都市平均を下回っています。

◆財政力指数の推移



特別交付税は、地方創生の推進に要する経費等として算定される額が減少したことなどから、前年度と比べて交付額は約1,700万円減少しました。

◆特別交付税の状況



5 目的別歳出と性質別歳出について

歳出は、例えば福祉や教育にどのくらい使われたかなど行政目的ごとに区別される目的別歳出と、人件費や扶助費にどのくらい使われたかなど経済的性質ごとに区別される性質別歳出の2通りの視点で分析されます。

まず、目的別歳出の構成比を見てみますと、生活保護費や児童手当などが含まれる民生費が毎年一番大きな比率を占めています。続いて総務費、教育費、衛生費、公債費が比較的大きな比率を占めています。令和5年度の主な目的別歳出の状況は以下のとおりです。

【民生費】(46.6%) ※ () 内の数値は構成比 (以下同じ)

障がい者自立支援給付や後期高齢者医療に係る繰出金の増加などにより、前年度に比べて約4億3,000万円増加しています。

【総務費】(13.2%)

減債基金への積立金の減少や令和4年度に実施した市有施設 ESCO 事業に要する経費の減少などにより、前年度に比べ約11億200万円減少しています。

【教育費】(11.1%)

南花台地区施設一体型小中一貫教育推進校の整備にかかる経費などが増加したことなどにより、前年度に比べ約14億8,900万円増加しています。

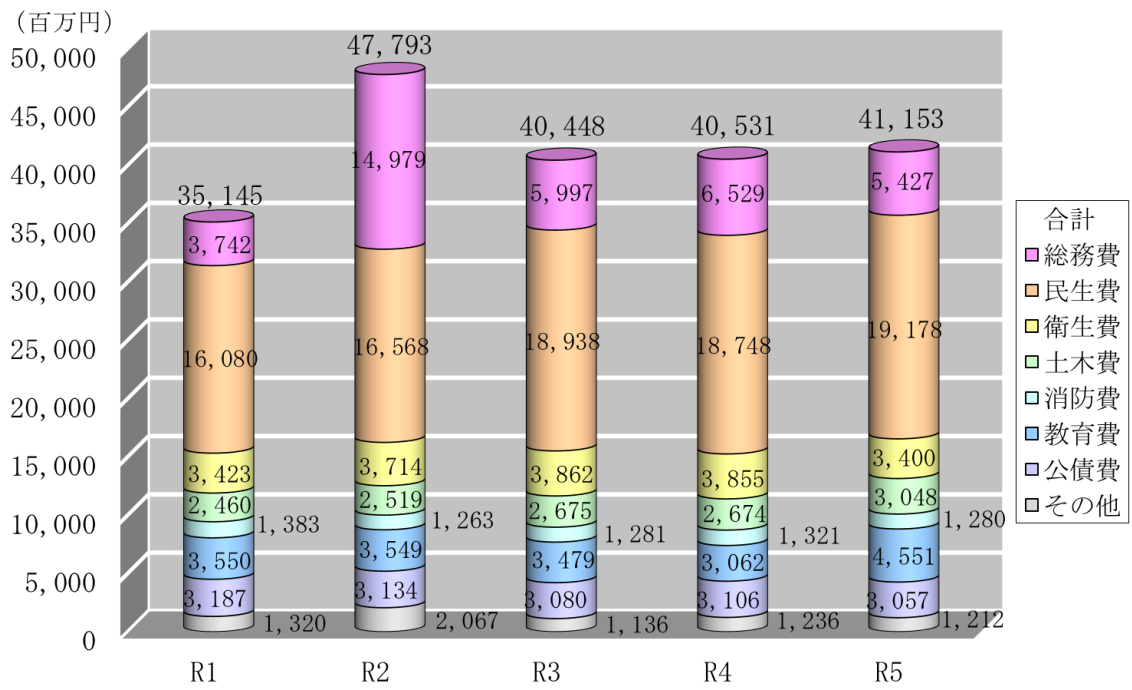
【衛生費】(8.3%)

新型コロナウイルス対策事業の減少などにより、前年度に比べて約4億5,500万円減少しています。

【公債費】(7.4%)

過去に借り入れた臨時財政対策債の償還終了などにより、前年度に比べて約4,900万円減少しています。

◆目的別歳出の状況



次に性質別歳出ですが、性質別経費は人件費、扶助費、公債費の「義務的経費」、普通建設事業費などの「投資的経費」、補助費等、物件費などの「その他経費」に分別されます。

性質別歳出について構成比を見ますと、生活保護費や児童手当などが含まれる扶助費が例年一番大きな比率を占め、これに人件費や公債費を含めた「義務的経費」が歳出総額の53.0%を占めています。また、「その他経費」の中では物件費や繰出金が大きな比率を占めています。令和5年度の主な性質別歳出の状況は以下のとおりです。

【扶助費（義務的経費）】（30.7%） ※（ ）内の数値は構成比（以下同じ）

障がい者自立支援給付の増加などにより、前年度に比べて約4億5,300万円増加しています。

【人件費（義務的経費）】（14.9%）

給与改定の影響などにより、前年度に比べ約1億800万円増加しています。

【物件費（その他経費）】（13.2%）

新型コロナウイルス対策事業の減少などにより、前年度と比べ約7億3,900万円減少しています。

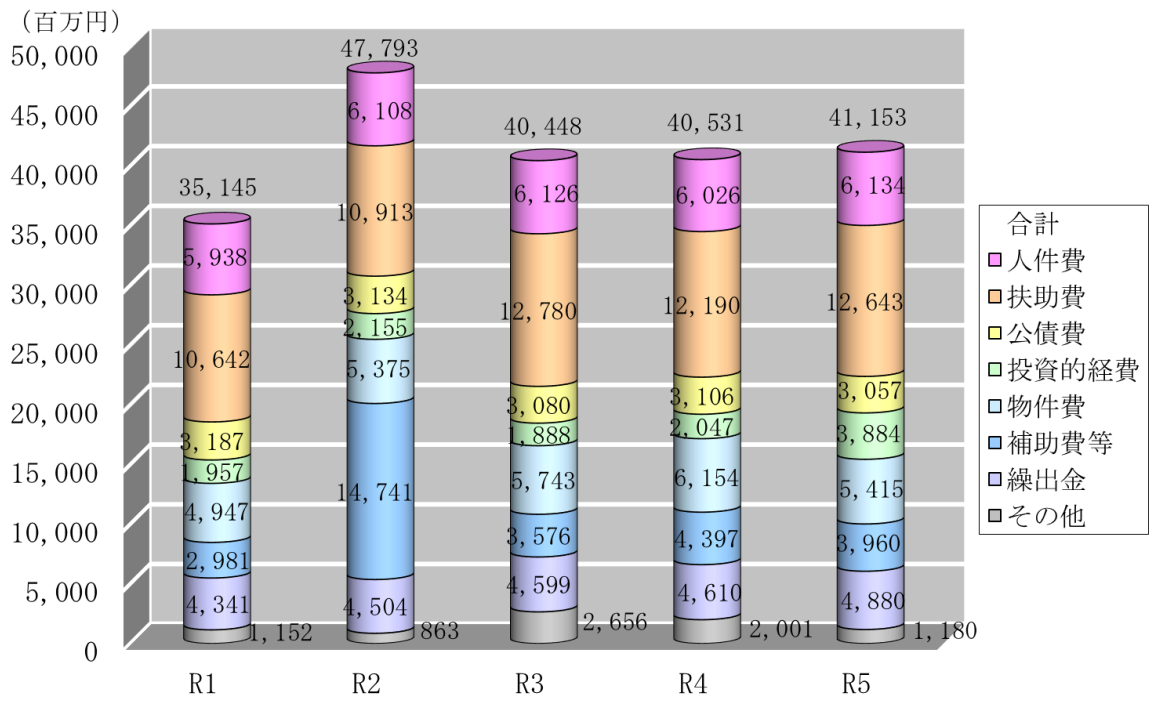
【繰出金（その他経費）】（11.9%）

後期高齢者医療保険基盤安定制度繰出金や介護保険特別会計繰出金などの増加により、前年度より約2億7,000万円増加しています。

【補助費等（その他経費）】（9.6%）

地域通貨促進事業や子ども教育・生活支援事業の減少などにより、前年度と比べ約4億3,700万円減少しています。

◆性質別歳出の状況

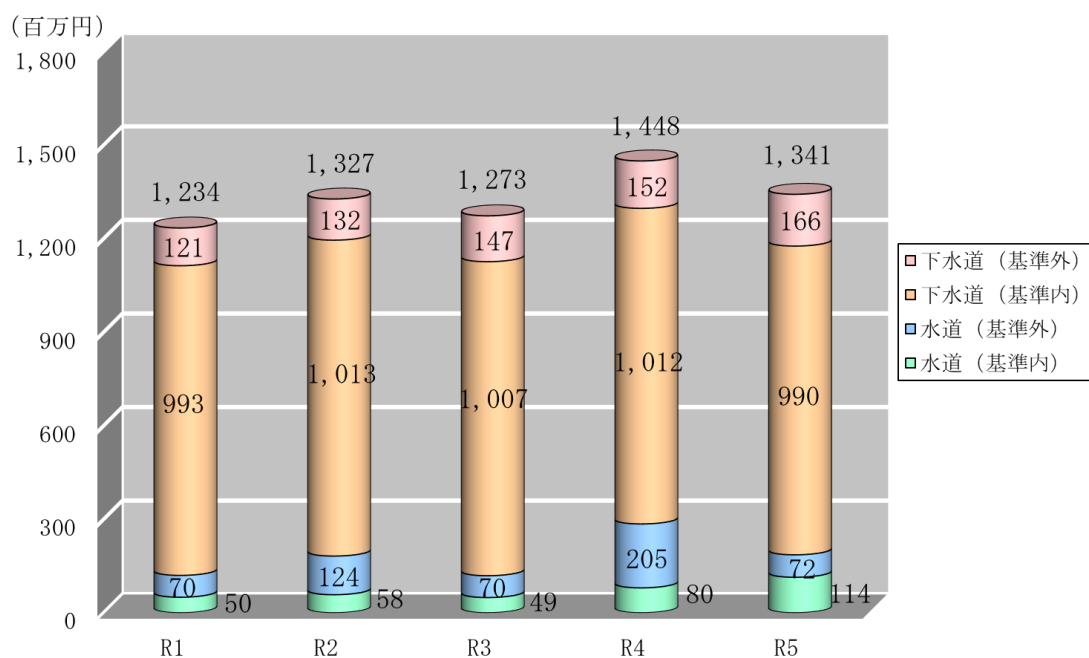


特別会計（？）は、原則として独立採算制により運営することとされていますが、各特別会計の経費の性質によって保険料や使用料など特定の収入を充てることが適当でない経費は、市税などを原資とする一般会計からの繰出金にて負担することとされています。どのような経費を一般会計から繰出金として支出するかは、毎年、総務省から示される繰出基準によって定められており、基準に基づく繰出金を「基準内繰出金」、基準に定められていない繰出金を「基準外繰出金」と言います。

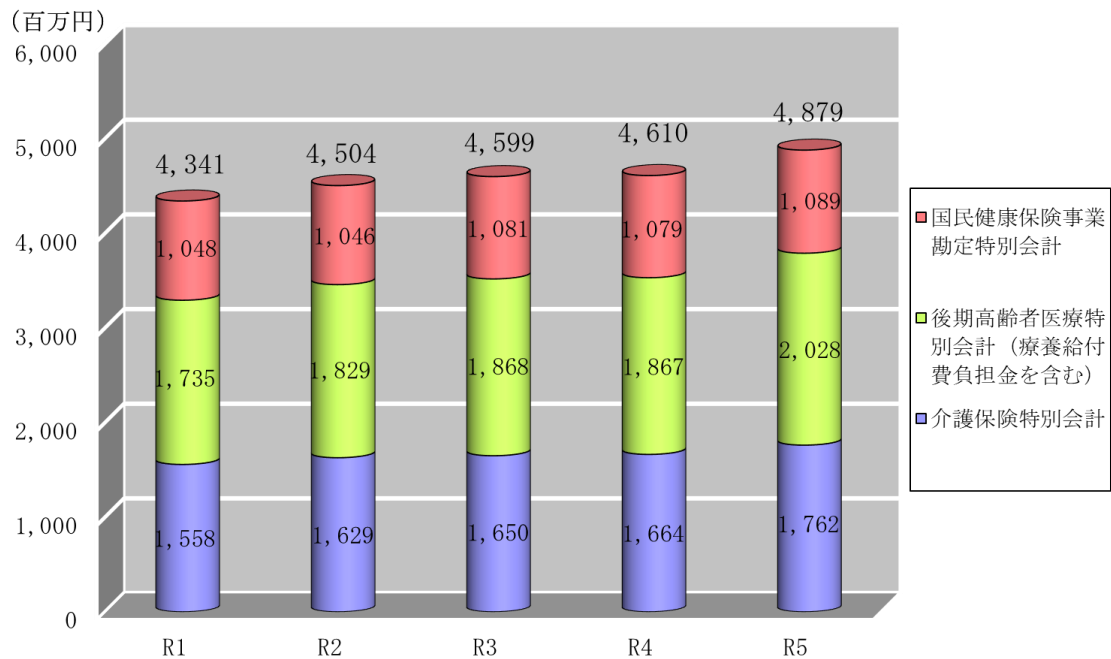
水道事業会計及び下水道事業会計の状況を見てみますと、水道事業会計への繰出金では、基準外において、原油価格・物価高騰等の影響を受けている生活者や事業者の支援として実施した水道基本料金減免に要する経費が減少したことなどから、前年度より減少しています。また、下水道事業会計に対する繰出金では、基準内において、臨時対策特例債の償還に係る経費等が減少したことなどから、前年度より減少しています。

水道事業会計及び下水道事業会計を除く特別会計への繰出金については、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計への繰出金が、高齢化の影響などによって年々増加傾向にあります。

◆水道事業会計及び下水道事業会計への繰出金の状況



◆特別会計（水道事業会計及び下水道事業会計を除く）への繰出金の状況



財政メモ



河内長野市の特別会計はいくつあるの？



河内長野市では市民サービスを基本とする一般会計とは別に、特定事業を区別して別個に処理するために、①国民健康保険事業勘定特別会計、②土地取得特別会計、③部落有財産特別会計、④介護保険特別会計、⑤後期高齢者医療特別会計と公営企業として⑥水道事業会計と⑦下水道事業会計を設けていますので、全部で7つ（令和5年度末時点）あります。

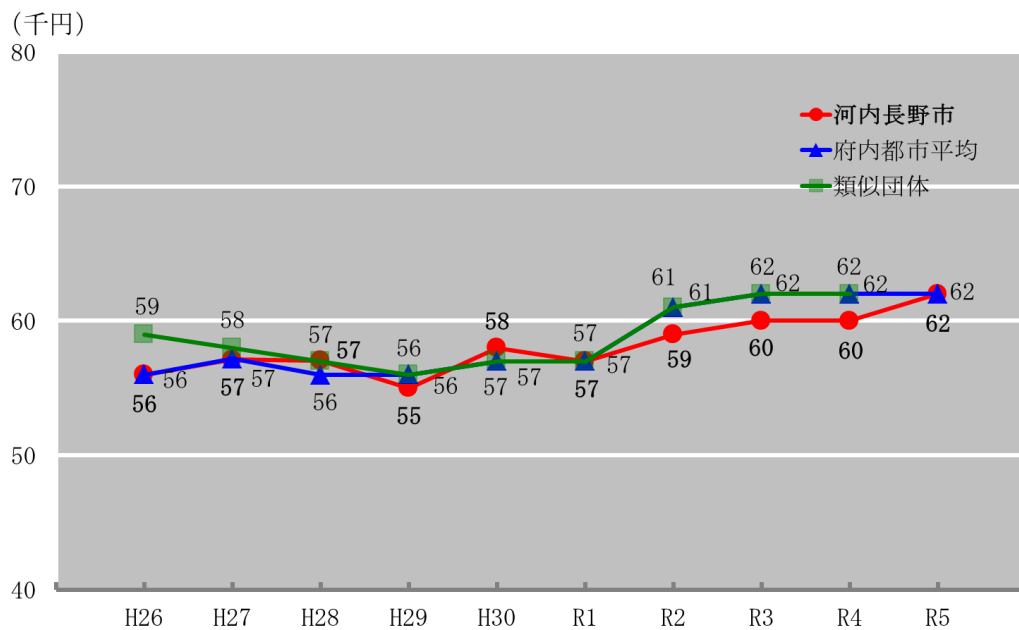
なお、他の市町村との比較を行うための統計調査上の会計区分である普通会計には、一般会計と土地取得特別会計が含まれます。

6 人件費の状況について

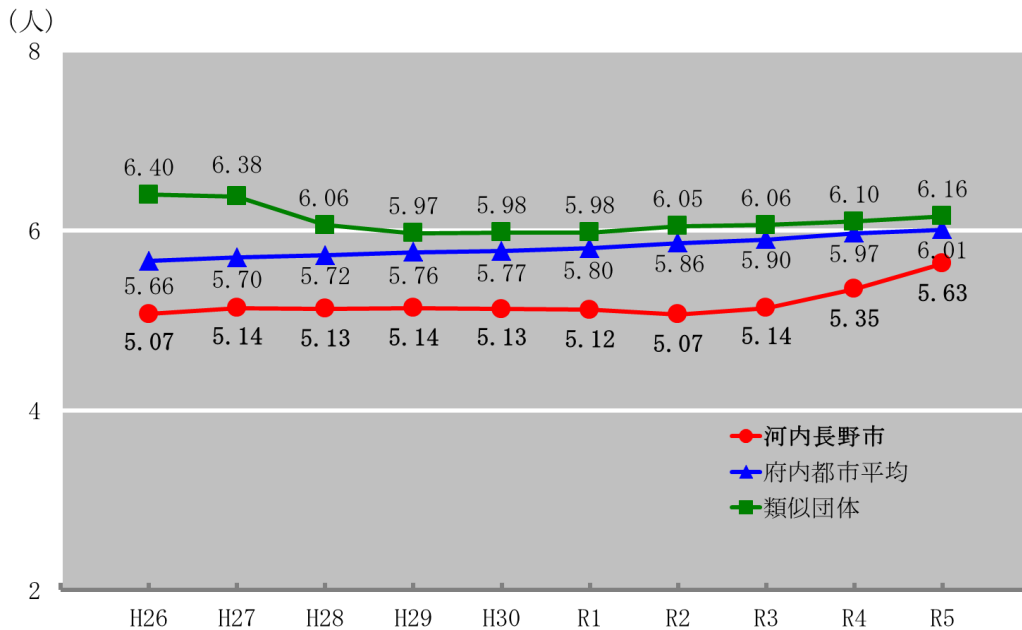
本市における人件費について、これまで当市では外部委託を積極的に行ってきておりましたが、近年では他市においても退職職員の不補充や外部委託を推進するなど、人件費抑制の取り組みが進められているため、人口一人当たりの人件費や人口千人当たりの職員数について、府内都市平均や類似団体と同水準で推移しています。

令和5年度においては、人口一人あたりの人件費は約62,000円と前年度と比べて約2,000円増加し、府内都市平均と同額となりました。(?)。

◆人口一人当たりの人件費の状況



◆人口千人当たりの職員数の状況



(職員数は各年度4月1日時点)

財政メモ



具体的に人件費ってどのようなものがあるの？



人件費の内訳で経常的なものとして、議員報酬手当、委員等報酬、特別職の給与、職員給などに大別されます。

このうち人口一人当たりの議員報酬手当、委員等報酬、特別職の給与において府内都市平均を上回っており、特に委員等報酬に含まれるパートタイム会計年度任用職員報酬については、府内都市平均を大きく上回る状況となっています。

◆人口一人当たりの人件費内訳

(単位：円)

人件費	内訳				
	議員報酬	会計年度任用職員報酬(パートタイム)	特別職	職員給	
河内長野市	61,821	1,722	11,591	536	36,424
府内都市平均	62,113	1,313	7,971	346	40,321

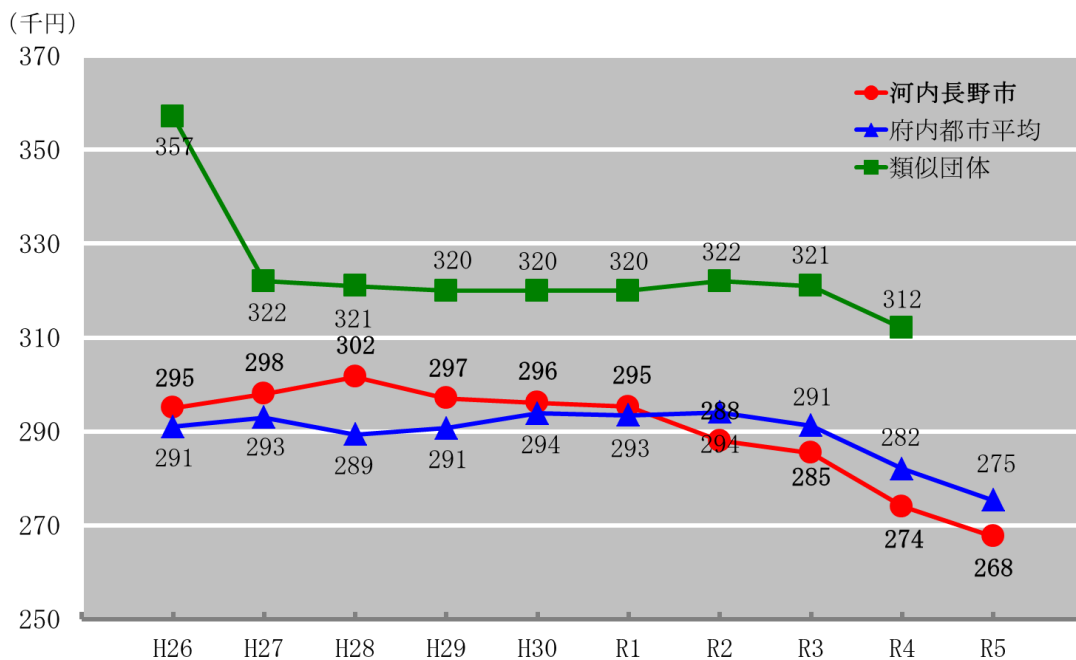
7 公債費の状況について

公債費とは、過去の建設事業の財源として発行した市債（？）や、臨時財政対策債などの市債の元金及び利子を償還するための費用のことをいいます。令和5年度においては、過去に借り入れた地方債の償還が終了したことなどにより、前年度に比べて約4,900万円減少しています。

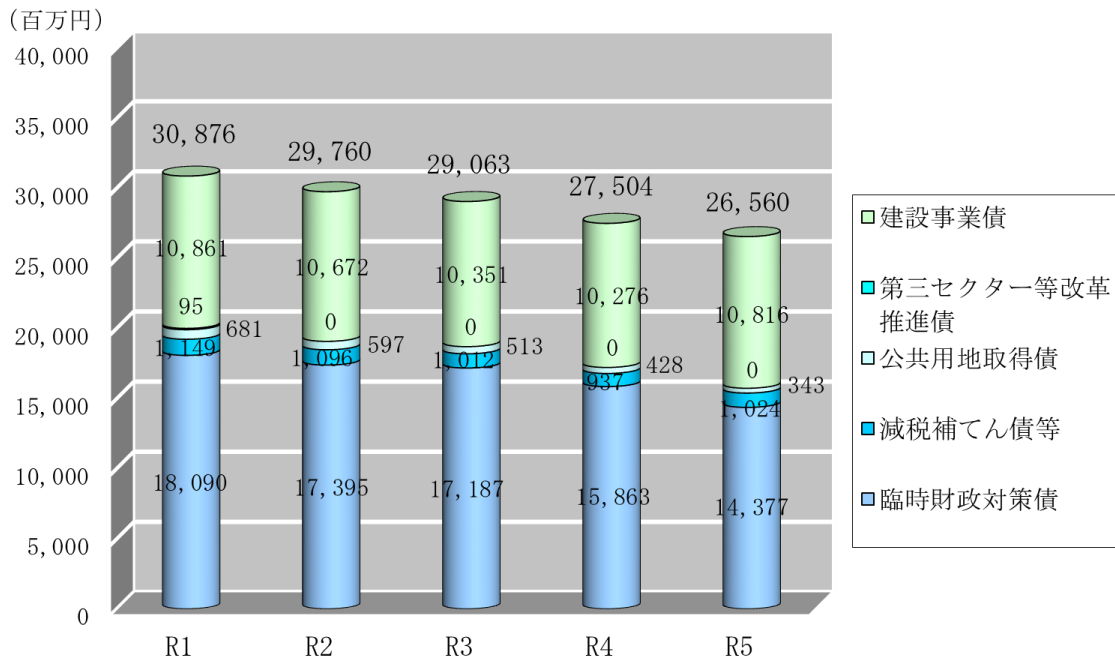
人口一人当たりの地方債残高の推移を見ますと、令和元年度までは府内都市平均をわずかに上回る水準でほぼ横ばいに推移していましたが、令和2年度以降は、臨時財政対策債の発行を抑制したことなどにより、府内都市平均を下回る結果となっています。

次に目的別地方債残高の状況を見ますと、建設事業債は、新規の発行を抑制しているため令和4年度までは減少傾向にありましたが、令和5年度は、大型事業の開始により増加しています。また、地方交付税の財源不足を補うために発行される臨時財政対策債は、令和元年度から減少傾向にあり、令和5年度においても発行を抑制したことにより、減少が続いています。

◆人口一人当たり地方債残高の状況



◆目的別地方債残高の状況



財政メモ



市はなぜ借金をするの？



市の歳出は、原則として借金以外の方法で財源を賄うこととされています。しかし、災害対応などの臨時突発的な出費や、道路建設等の投資的な経費は、将来の住民にも分担していただく方が公平であることから、これらの経費の財源として地方債を活用することができるかとされています。例えば、道路などの建設事業費について、建設時点の住民のみで負担するのではなく、地方債を発行し毎年返済していくことにより、その道路を利用する住民が等しく負担することとなり、負担の公平性が図られます。

8 経常収支比率の状況について

地方公共団体が、住民のニーズに的確に答えていくためには、支出が毎年必要になる義務的経費に充てる財源に加えて、社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくための施策に充てる財源を確保していくことが必要です。この財政構造の弾力性を示す経常収支比率（臨時財政対策債を経常一般財源収入とした場合）は、令和5年度において95.3%となり、前年度から1.6ポイント悪化しました。

その要因として、歳出面について、障がい者自立支援給付の増加等により扶助費が約2億4,700万円、高齢化の影響等により繰出金が約2億4,600万円増加したこと等により、分子となる経常経費充当一般財源が合計で約7億1,000万円増加したことがあげられます。

なお、歳入面（経常一般財源収入）については、国による発行可能額の抑制により臨時財政対策債が約1億5,200万円減少した一方で、地方交付税が約4億900万円増加したことから、合計で約3億5,000万円増加しています。

◆経常収支比率等の状況

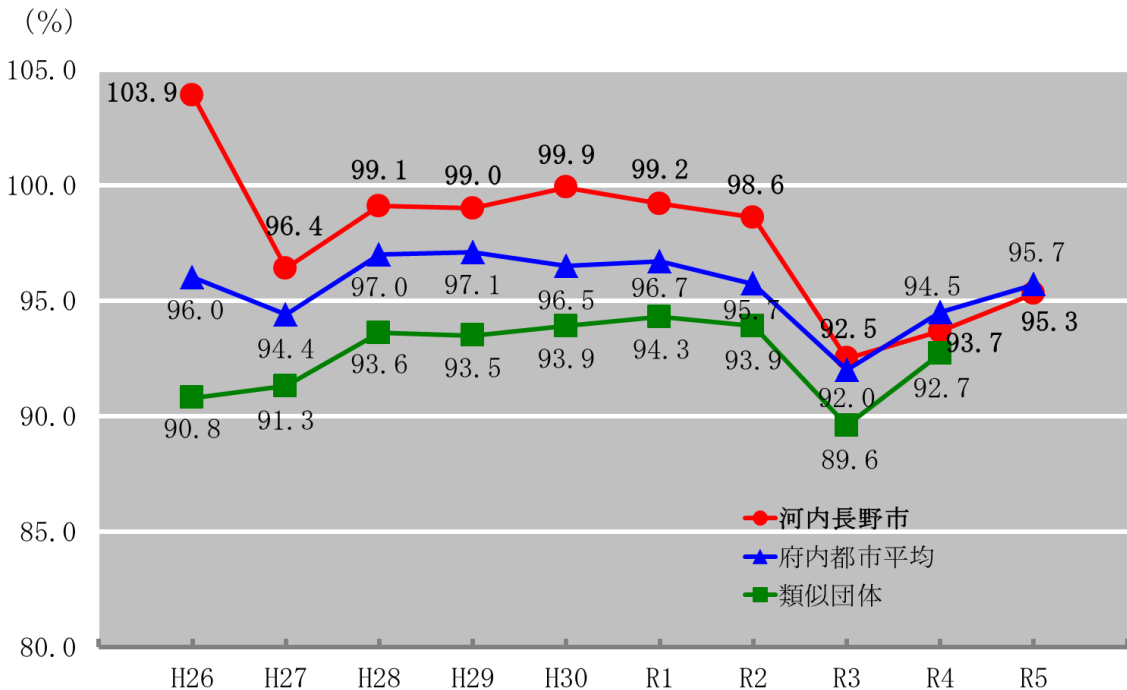
（単位 百万円・%）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常経費充当一般財源 A	21,068	20,978	21,262	20,971	21,681
経常一般財源収入 B	21,239	21,276	22,992	22,388	22,738
経常収支比率 A/B	99.2	98.6	92.5	93.7	95.3

9 経常収支比率の推移について

本市における経常収支比率の推移を見ますと、近年は類似団体及び府内都市平均よりも高い状況が続いていましたが、令和5年度は府内都市平均を僅かに下回りました。しかし、90%台～100%付近で高止まりしている状況が続いており、歳出の削減など財政健全化を図りながらも、慢性的に財政構造が硬直化していることがわかります。

◆経常収支比率の推移



次に、性質別の経常収支比率の推移を見ますと、府内都市平均や類似団体よりも高い比率で推移しているのは、物件費及び繰出金です。物件費については、過去から業務委託を推進してきたことなどから他市よりも高くなっています。また、繰出金については高齢化（👤）に伴う介護保険特別会計繰出金や後期高齢者医療療養給付費負担金の増加などによって他市よりも高くなっているものと考えられます。

◆性質別経常収支比率の推移

(単位:%)

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人件費	河内長野市	25.1	25.5	23.6	23.7	23.7
	府内都市平均	24.3	25.5	24.1	24.1	23.8
	類似団体	23.9	25.2	23.5	23.9	
扶助費	河内長野市	14.3	13.0	13.2	12.7	13.6
	府内都市平均	17.2	15.8	15.8	16.4	17.6
	類似団体	14.5	13.7	13.7	14.2	
公債費	河内長野市	14.7	14.5	13.2	13.7	13.3
	府内都市平均	13.5	13.6	12.8	13.0	12.4
	類似団体	14.2	14.3	13.8	14.1	
(義務的経費)計	河内長野市	54.2	53.1	50.0	50.2	50.6
	府内都市平均	55.0	54.9	52.7	53.5	53.8
	類似団体	52.6	53.2	51.0	52.2	
物件費	河内長野市	18.5	18.3	16.7	17.4	17.2
	府内都市平均	15.7	14.9	14.5	15.4	15.6
	類似団体	17.4	16.5	15.8	16.9	
維持補修費	河内長野市	0.6	0.5	0.7	0.5	0.5
	府内都市平均	1.2	1.2	1.2	1.3	1.4
	類似団体	1.2	1.3	1.2	1.2	
補助費等	河内長野市	9.9	10.2	9.6	9.8	10.3
	府内都市平均	11.5	11.6	11.0	11.3	11.4
	類似団体	10.0	10.7	10.3	10.4	
繰出金	河内長野市	16.0	16.5	15.5	15.8	16.7
	府内都市平均	13.0	12.9	12.3	12.7	13.3
	類似団体	13.0	12.2	11.3	11.8	
計	河内長野市	99.2	98.6	92.5	93.7	95.3
	府内都市平均	96.7	95.7	92.0	94.5	95.7
	類似団体	94.3	93.9	89.6	92.7	

財政メモ

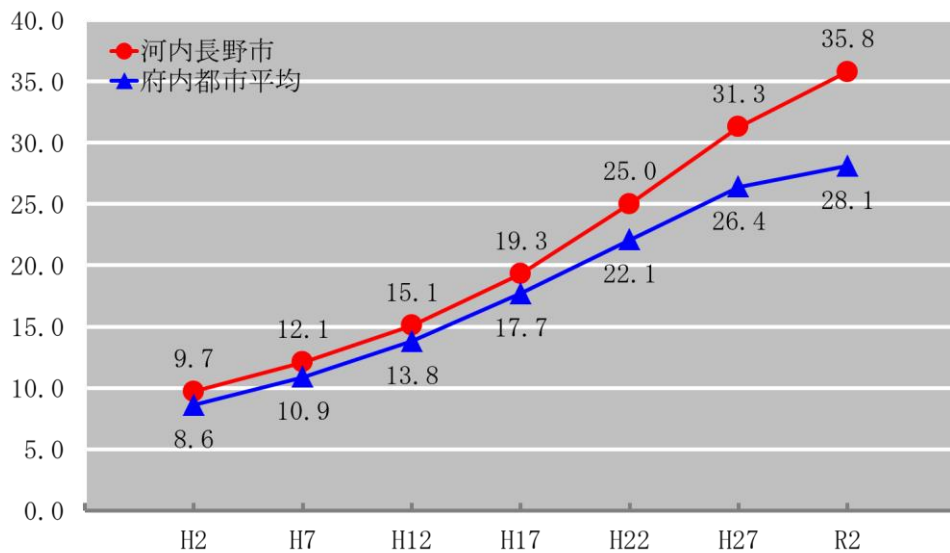


高齢化ってよく聞くけど、どういうことなの？



当市の人口は、昭和30年代後半からの大規模団地の開発によって増加しましたが、平成12年をピークに減少傾向に転じています。また、人口増加期に転入された方々の子ども世代が市外に転出する傾向が強いことなどにより若年人口が減少し、高齢化が進展しています。高齢化率は、大阪府内の都市と比較しても高い比率で増加しており、介護保険特別会計や後期高齢者医療療養給付費負担金の繰出金の増加の要因になっています。

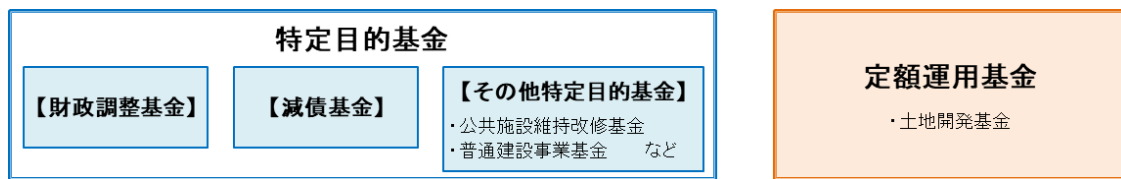
◆高齢化率の推移（国勢調査）




※高齢化率とは、人口に対する65歳以上の人口が占める割合のことをいいます。

10 基金の状況について

基金は、地方公共団体における預貯金に相当するものです。また、基金は大きく「特定目的基金」と「定額運用基金」の2種類に分けられ、そのうち特定目的基金は、年度間における収支を調整するためなどに設けられた「財政調整基金」、市債の償還を計画的に行うために設けられた「減債基金」及び福祉や施設建設など特定の目的のために設けられている「その他特定目的基金」の3種類に区分されます。ここでは特定の目的のために財産を維持し、積み立てる特定目的基金の状況を解説していきます。

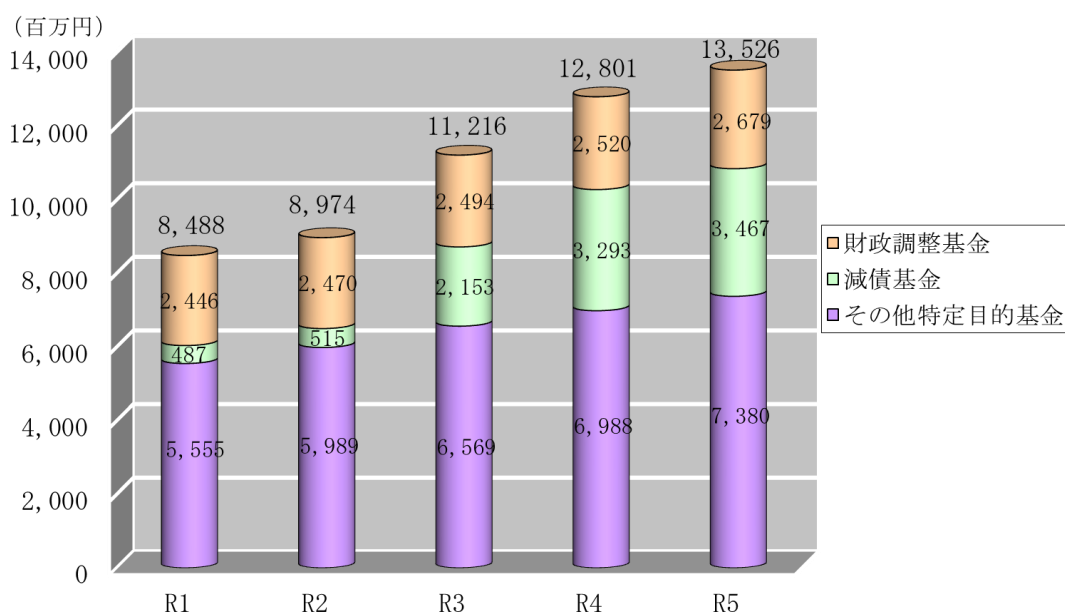


令和5年度の基金残高（）は、前年度から約7億2,500万円増加し、約13億2,600万円となりました。主な増加要因としては、令和5年度に交付税再算定等を財政調整基金に約1億5,900万円積み立てたことなどがあげられます。

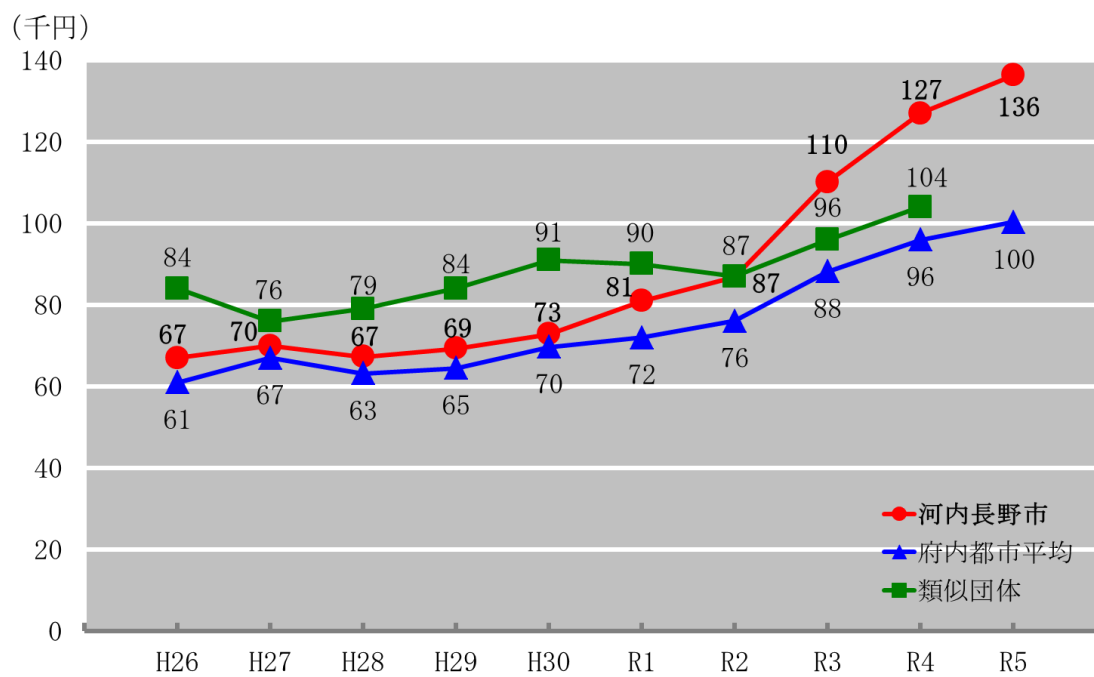
また、令和元年度からは約50億3,800万円増加しており、これは、上記のほか、老朽化した公共施設の維持改修費に備えて公共施設維持改修基金に令和元年度から令和5年度にかけて約13億1,900万円を積み立てたことなどがあげられます。

なお、人口一人当たり現在高については約13万6千円となっており、平成26年度以降は府内都市平均をわずかに上回る一方、類似団体を下回る状態が続いていましたが、令和3年度以降は府内都市平均及び類似団体を上回る水準となっています。

◆基金残高の推移



◆人口一人当たりの基金残高の状況





基金残高はどれくらいが適正？



河内長野市には、年度間の財源の不均衡を調整する財政調整基金や地方債の計画的な返済を行うための減債基金など全部で20（令和5年度末時点）の基金があります。

基金は大きく2種類に分けられ、特定の目的のために財産を維持し、積み立てる「特定目的基金」と定額の資金を運用する「定額運用基金」があります。特定目的基金には、上記の財政調整基金や減債基金のほか、普通建設事業を円滑かつ効率的に行うための普通建設事業基金などがあり、定額運用基金には、公用若しくは、公共用に供する土地などを先行取得するための土地開発基金があります。このように、基金は特定の目的をもって設置されるため、他の市町村との比較がしにくい面があります。また、基金残高についても、その目的を達成するために必要となる残高があれば足りるため、いくら以上の残高を確保しなければいけないという一律の基準はありません。しかし、財政調整基金については、年度間の財源調整を行うためのものであるため、一定程度以上の残高を確保する必要があります。

11 健全化判断比率の状況について

平成21年4月1日から地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」といいます。）が施行されたことにより、地方公共団体は4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を用いて、また、公営企業においては資金不足比率を用いて指標数値的に財政の実態を把握し、これらの指標を監査委員の審査に付した上で議会に報告を行い、公表しなければならないこととされました。

【各比率について】

●実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※標準財政規模とは

地方公共団体が標準的な行政サービスを行うために必要な一般財源の総額を示すものです。

●連結実質赤字比率

下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

●実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} - \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(3か年平均) 標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

※準元利償還金の内容

一般会計等から上下水道の特別会計への繰出金や組合（南河内環境事業組合）への負担金のうち地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

●将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額（イ+ロ+ ハ+ニ）} - (\text{充当可能基金額（ホ）} + \text{都市計画税等額（へ）} + \text{地方債残高等に係る基準財政需要額算入額（ト）})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※将来負担額の内容

- イ 一般会計等の当該年度末における地方債現在高
- ロ 上下水道の特別会計や組合（南河内環境事業組合）への地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ハ 地方公共団体の設立した第三セクター等の負債の額等に係る一般会計負担見込額
- ニ 退職手当支給予定額

※将来負担額から控除されるもの

- ホ 充当可能基金（財政調整基金や特定目的基金）
- へ 都市計画税等
- ト 地方債現在高等に係る普通交付税の基準財政需要額算入見込額

●資金不足比率

資金不足比率は、下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

公営企業は必要な費用を自身の料金収入によって賄わなければなりませんので（独立採算の原則）、公営企業会計の赤字や借金が大きくなって一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の収支（企業の経営状況）を事前にチェックしています。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※資金の不足額

一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

※事業の規模

料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

健全化判断比率が早期健全化基準及び経営健全化基準以上の比率であった場合は、市は健全化法に基づき健全化計画を策定しなければなりません。当市の健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率のいずれも比率は出ておらず、令和5年度の実質公債費比率は2.2%になりました。また、資金不足比率は、水道事業及び下水道事業ともに比率は出ておらず、いずれの指標においても早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っています。

実質公債費比率の状況を見ますと、平成27年度に建設事業の見直しを行ったことなどから、府内都市平均を下回る水準を維持しています。

一方、将来負担比率の状況を見ますと、将来世代の負担軽減のために行った繰上償還及び借換債の発行抑制の影響などにより、平成23年度以降、比率は算定されていません。

しかし、これらの財政指標はあくまで法定の指標であり、早期健全化計画の策定の要否を判断するための基準であるため、各指標の数値が早期健全化基準を下回っていれば財政運営上の問題がないということではありません。財政状況は、経常収支比率や基金残高の推移など様々な観点から評価を行わなければならないと、その状況を見ると本市の財政状況は厳しい状態にあることに変わりはないといえます。

◆健全化判断比率・資金不足比率の状況

(単位 %)

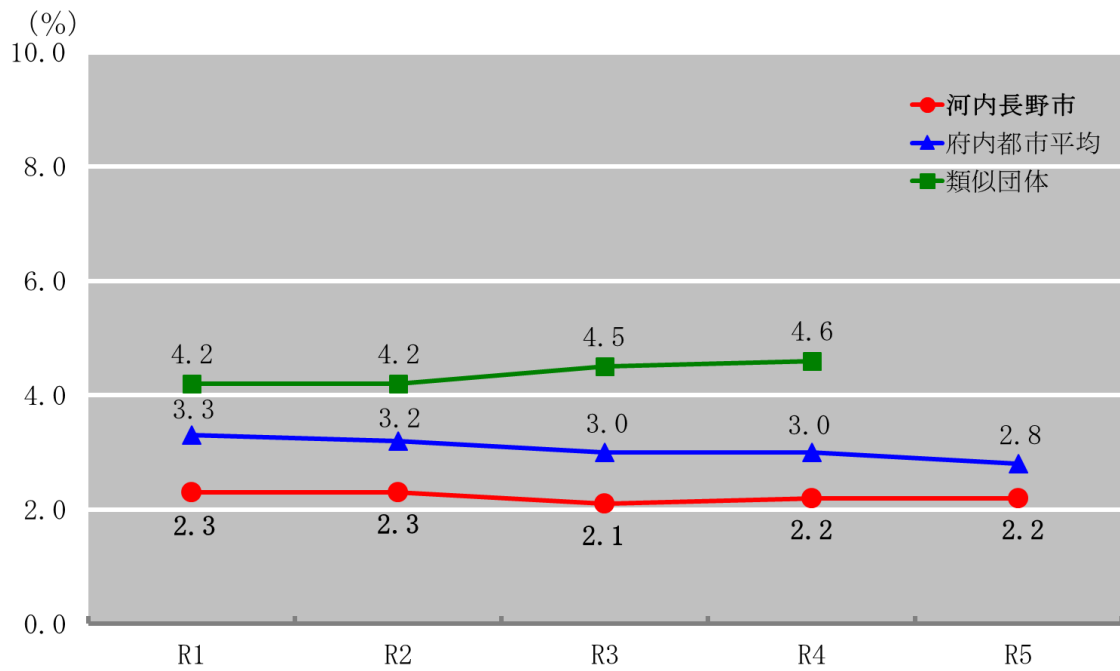
	実質赤字比率	連結 実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率 (水道事業)	資金不足比率 (下水道事業)
令和元年度	- (12.41) 【20.00】	- (17.41) 【30.00】	2.3 (25.0) 【35.00】	- (350.0)	- (20.0)	- (20.0)
令和2年度	- (12.35) 【20.00】	- (17.35) 【30.00】	2.3 (25.0) 【35.00】	- (350.0)	- (20.0)	- (20.0)
令和3年度	- (12.27) 【20.00】	- (17.27) 【30.00】	2.1 (25.0) 【35.00】	- (350.0)	- (20.0)	- (20.0)
令和4年度	- (12.31) 【20.00】	- (17.31) 【30.00】	2.2 (25.0) 【35.00】	- (350.0)	- (20.0)	- (20.0)
令和5年度	- (12.27) 【20.00】	- (17.27) 【30.00】	2.2 (25.0) 【35.00】	- (350.0)	- (20.0)	- (20.0)

※()内の数値は、早期健全化基準 【】内の数値は、財政再生基準

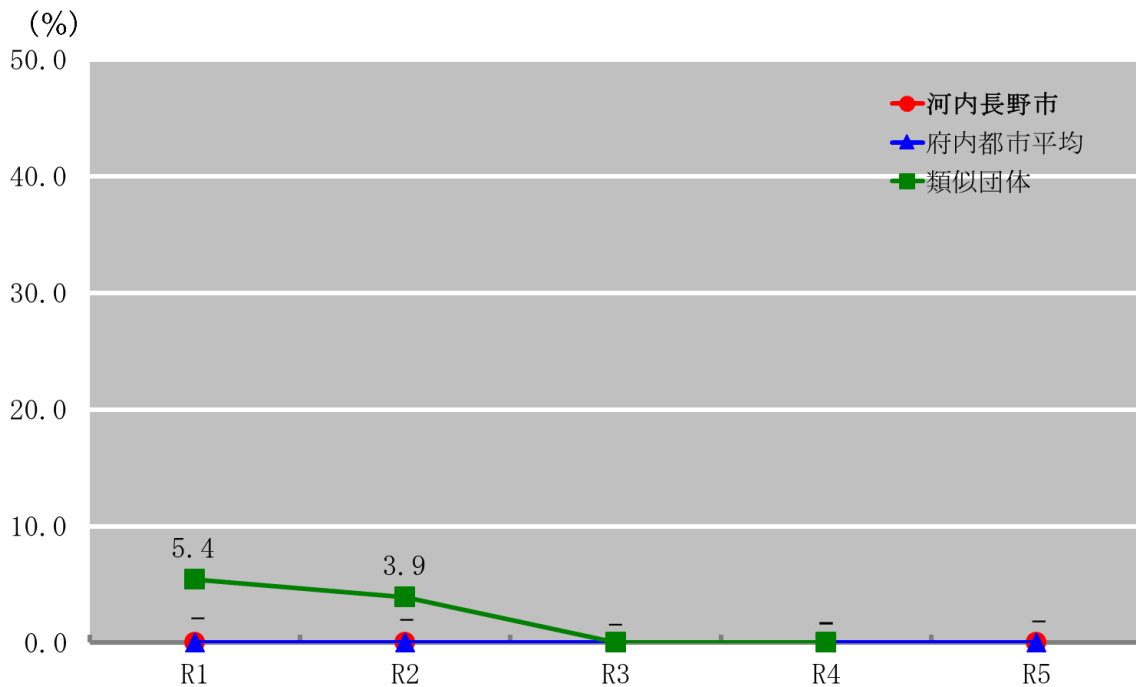
※早期健全化判断基準（実質赤字比率・連結実質赤字比率）は、各年度の標準財政規模により基準値が変わります。

※将来負担比率及び資金不足比率には、財政再生基準はありません。

◆実質公債費比率の推移



◆将来負担比率の推移



※ 将来負担比率は、マイナスのため「-」で表示しています。

12 行財政改革について

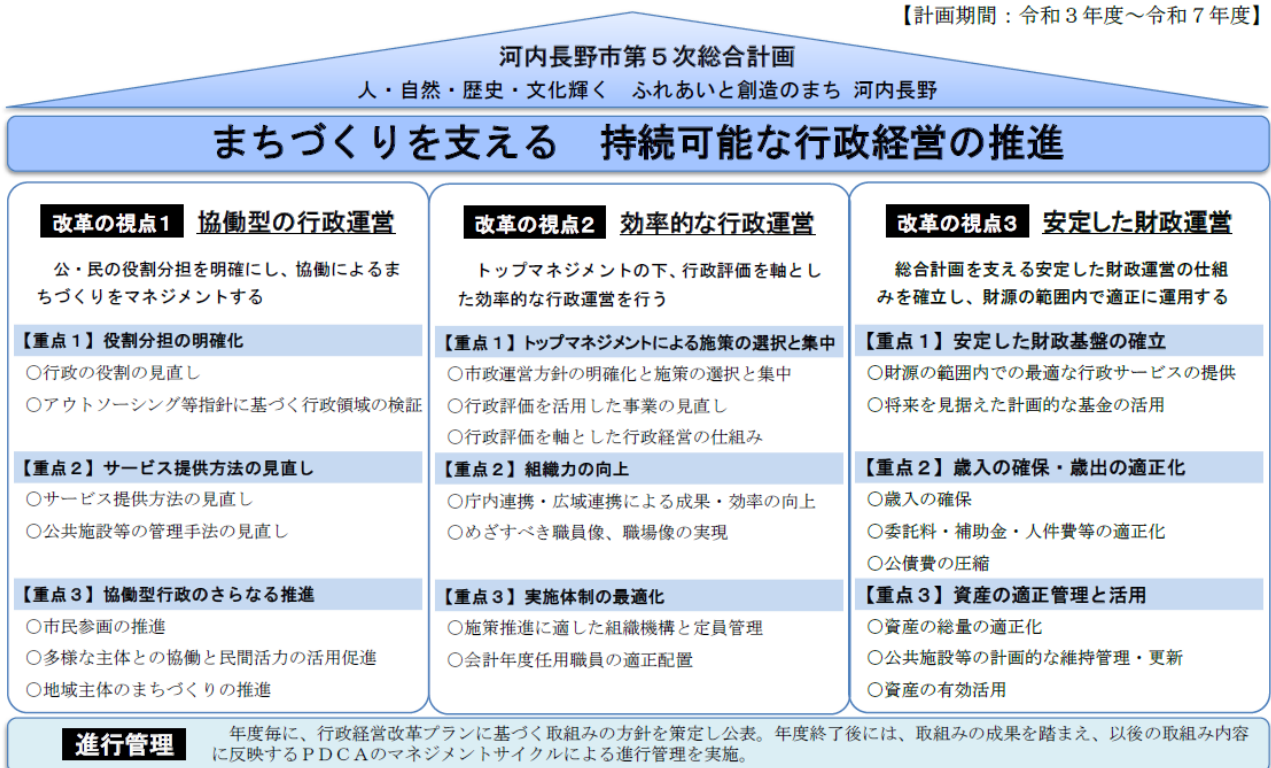
これまで見てきたように、当市の財政運営は非常に厳しい状況です。さらに、今後も人口減少、少子高齢化などの傾向が続くことにより、歳入が減少し続けることも見据えなければなりません。

このような状況の中、将来世代へ負担を先送りすることなくまちづくりを進めるためには、限られた財源の範囲内で、トップマネジメントにより施策の選択と集中を行い、最大の成果を得られる行政経営の仕組みを構築していくことが求められています。また、そのような行政内部の改革だけでなく、地域の多様な主体のネットワーク化や地域コミュニティの活性化を図りながら、地域住民等による主体的なまちづくりの推進と、参画と協働による行政経営の改革にもあわせて取り組んでいく必要があります。

●行政経営改革プランについて

本市では、厳しい財政状況の中でも、市民と行政が力をあわせてまちづくりに取り組むことにより、本市を将来にわたり持続的に発展させていくことを目的として、行政経営改革の指針となる「行政経営改革プラン」（令和3年3月改訂、計画期間：令和3年度から令和7年度）を策定しています。

【計画期間：令和3年度～令和7年度】



※行政経営改革プランの体系（「河内長野市行政経営改革プラン」から抜粋）

行政経営改革プランでは、「まちづくりを支える持続可能な行政経営の推進」を基本方針として、①協働型の行政運営、②効率的な行政運営、③安定した財政運営の3つの視点から行財政運営の方向性を定めています。

そして、この3つの視点に基づき、「アウトソーシング等指針に基づく行政領域の検証」、「公共施設等の計画的な維持管理・更新」、「地域主体のまちづくりの推進」など、具体的に取り組むべき項目を整理しています。そして、年度毎にこのプランに基づく取り組みの方針を策定し、年度終了後には進捗状況を確認し、次年度に活かしています。

※行政経営改革プランは、市ホームページからご覧いただけます。

URL: <https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/30/3017.html>

●令和5年度における行財政改革の取り組み

行政経営改革プランに基づいた令和5年度における行財政改革の代表的な取り組みや主な指標は次の通りです。

・基金管理事業

方針

重要な施策推進に資するため、基金を管理する。

取組結果

昨今の低金利により、預金による運用利子収入が減少しているため、債券による運用を積極的に行うことで、運用収入を確保するとともに、基金への積み立てを行った。

・安定した財政運営に関する指標

住みよさ指標	当初	単位	実績値の推移											目標値 (R7)	評価
			H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6				
1 市税徴収率(現年分)	99.12	%	目標値	99.12	99.40	99.35	99.35	99.12	98.92	99.39	99.39	99.39	99.39	○	
			実績値	99.33	99.31	99.36	99.20	99.15	99.47	99.43	99.44				
2 経常収支比率(普通会計)	103.9	%	目標値	96.4	98.0	97.0	96.0	95.0	96.7	96.7	96.7	96.7	96.7	○	
			実績値	99.1	99.0	99.9	99.2	98.6	92.5	93.7	95.3				
3 実質公債費比率(普通会計)	5.5	%	目標値	4.6	4.6	4.6	4.6	5.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	○	
			実績値	3.4	1.3	1.9	2.3	2.3	2.1	2.2	2.2				
4 (参考)「適正で透明性の高い財政運営」に関する市民満足度	4.6	%	目標値	5.1	5.6	6.3	6.8	7.3	8.0	8.5	9.0	9.5	10.0	↗	
			実績値	3.4	5.9	5.2	6.0	7.8	6.5	4.7	7.2				

※上記以外の取り組みなどより詳しい内容は、市ホームページからご覧いただけます。

URL: <https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/30/5049.html>

財服用語の解説

	用語	説明
あ	依存財源	市が自ら調達する財源以外の、国や府の基準に依存し調達する財源。地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、府支出金、市債などが該当します。
	一般財源	歳入のうち、使途が特定されていない財源のこと。
か	借換債	既に発行したものを借り換えるために発行する地方債のこと。
	監査委員	地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査するために、地方公共団体に必置される執行機関のこと。
	元利償還金	公債費のうち、市債の元金・利子の償還に充てられたもの。
	基金	地方公共団体が、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいいます。
	基準財政収入額	基準財政収入額は、普通交付税を客観的・合理的に算定するために、地方公共団体が標準的な税の徴収を行ったという前提条件のもとに歳入額を算出したもの。
	基準財政需要額	基準財政需要額は、普通交付税を客観的・合理的に算定するために、標準的な行政活動を行ったという前提条件のもとに歳出額を算出したもの。地方公共団体が合理的・妥当な水準の行政活動を行う際に必要な経費を福祉、教育など様々な行政分野ごとに算定して合算したものの。
	義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ、任意に削減できない硬直性が強い経費。職員給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び市債の元利償還金である公債費からなっています。
	繰上償還	償還期限の定めのある地方債を、償還期限前に元本の一部または全部を償還すること。
	繰入金	歳入の1区分。基金(貯金)を取り崩したり、他会計から繰出(支出)されてきたお金のこと。
	繰出金	歳出を性質別に分けた場合の1区分。特別会計あるいは公営企業・公営事業会計に対して、一定のルールを定めて支出するお金のこと。
	経営健全化基準	公営企業の経営健全化を図るべき基準として、資金不足比率が経営健全化基準以上(20%以上)となった場合は、経営健全化計画を定めなければなりません。
	形式収支	歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いたもの。
	経常一般財源	毎年度連続して経常的に収入されるもののうち、その使途が特定されていない財源のこと。
	経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、市税、普通交付税などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源収入)の総額に対し、人件費、扶助費、公債費のように毎年度継続的に支出される経費に充当された一般財源の額(経常経費充当一般財源)が占める割合。
	減債基金	公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金のこと。
	減税補てん債	減税補てん債は国策により地方税が減税されたことに伴う減収分を、地方債の発行によって補てんするもの。元利償還金の100%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることで、国による財源保障がされています。
健全化判断比率	地方公共団体の財政の健全化を判断する統一的な指標。「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」が一定の基準を超えると、早期健全化や再生を促すため、「財政健全化計画」や「財政再生計画」を策定し、健全な財政運営をめざすこととなります。なお、この指標のほか「資金不足比率」を含めた5つの指標は、議会に報告・公表されません。	

	用語	説明
	公営企業	交通事業、ガス事業、水道事業など地方公共団体が経営する企業のこと。本市では水道事業及び下水道事業が対象となります。
	後期高齢者医療療養給付費負担金	後期高齢者医療制度における療養給付費等(医療費の9割相当分)のうち市の負担分を大阪府後期高齢者医療広域連合に納付します。河内長野市の負担は、当市在住の後期高齢者医療被保険者に係る療養給付費等の12分の1です。
	公共用地取得債	公共事業等の円滑かつ効率的な執行と合理的な土地利用を図るため、事業の執行に先立って用地を取得する際に発行する市債など、本市では土地取得特別会計で整理されている市債のことを言います。
	公債費	市が借り入れた市債の元金及び利子の償還費。公債費は義務的経費の一つであり、これが歳出中の比重を高めることは、財政の硬直化を招くこととなります。
	国庫支出金	歳入の1区分。国から市に交付されるお金で、その用途が特定されているもの。生活保護費等の国もその責任を負う事務に係る経費を市と負担しあう場合の支出金である国庫負担金、国民年金等の国の事務を代行する場合の費用に係る支出金の国庫委託金、特定の事業の奨励や財政援助のための補給金である国庫補助金の3種類があります。
	固定資産税	固定資産税は、毎年1月1日に、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人が、その固定資産の価格を基に算定される税額を所在する市町村に納める税金のこと。
さ	歳出	一会計年度における一切の支出のこと。
	財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための資金を積み立てる基金のこと。
	財政力指数	地方公共団体の財政力の強弱を測る指標であり、普通交付税算定の基礎となる基準財政収入額を基準財政需要額(両者共、錯誤分を除く)で除した数値の3カ年平均値。
	歳入	一会計年度における一切の収入のこと。
	市債	歳入の1区分。市が発行する地方債のことで、金融機関等から借入れたお金。償還(返済)は会計年度をまたがります。
	自主財源	市が自ら調達でき得る財源で、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入が該当します。
	実質収支	形式収支(歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いたもの)から、繰越明許費などに係る翌年度に繰り越す財源を差し引いたもの。
	実質的な普通交付税	普通交付税及び臨時財政対策債との合計数値を指します。
	市民税	個人市民税と法人市民税に区別されます。市民税と府民税をあわせて住民税と呼び、前年の所得金額に応じて課税される所得割と、所得金額にかかわらず課税される均等割から算出し、住民税額が決まります。所得割の税率は全国一律(市民税6パーセント、府民税4パーセント)、当市の均等割は市民税3,000円、府民税1,000円となっています。(※平成26年度から令和5年度までの間は、防災・減災事業の財源のため、市民税、府民税がそれぞれ500円ずつ引き上げになります。)また、法人市民税は、市内に事務所や事業所などがある法人にかかる税のことで、法人の規模(資本金等の額及び従業員数)に応じてかかる均等割と、法人税額に応じてかかる法人税割があります。
	人件費	歳出を性質別に分けた場合の1区分。特別職や議員の報酬、一般職の給料などが該当します。
生活保護費	民生費の1区分。生活保護法に基づく扶助費などが該当します。	
性質別歳出	歳出を経済的性質によって、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金、前年度繰上充用金に分類したもの。	

	用語	説明
	早期健全化基準	財政収支が不均衡な状況、その他の財政状況が悪化した状況において、実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について、地方公共団体が自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準を定めています。地方公共団体は、いずれかの比率が早期健全化基準以上である場合には、財政の早期健全化のための計画(財政健全化計画)を定めなければなりません。
	総務費	全般的な管理事務、企画調整事務、財政・財務管理に要する経費、本庁舎、戸籍、徴税、選挙、退職手当などが計上されます。
た	第三セクター等改革推進債	市が発行する市債のこと。第三セクター等の整理又は再生に伴う債務処理を円滑に実施する場合のみ、その発行が国から許可されます。発行期間は平成21年度から平成25年度までの時限措置となっています。
	地価下落修正	土地の価格は、基準年度(3年ごと)に評価替えを行い、価格を決定します。その価格は原則として3年間据え置かれますが、地価の下落が認められる場合には、基準年度以外の年度であっても、基準年度の価格を修正することとなっています。
	地方交付税	地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税と災害等特別の財政事情に応じて交付される特別交付税があります。
	地方債	建設事業などの資金として、また、地方交付税の減収による財源不足を補うなどのために、国や銀行から借り入れるもの。地方債のうち府が借入れるものは府債、市が借入れるものを市債といいます。
	地方財政計画	地方公共団体における翌年度の歳入歳出総額について、全体の見込みを示したもの。地方交付税法に基づき、年度ごとに内閣が作成し、国会で報告します。この計画は、地方交付税交付金の配分を決めるときの基礎的な資料となるものです。
	投資的経費	歳出を性質別に分けた場合の1区分。道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本の整備に要する経費。普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっています。
	特定目的基金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるもの。(当市においては、ふるさとづくり基金、長寿ふれあい基金、緑化基金などがあります。)
	都市計画税	都市計画税とは、固定資産税同様に毎年1月1日に、土地・家屋を市街化区域内等に所有している方が、その固定資産の価値に応じて負担していただく税金のこと。下水道整備・道路・公園など総合的なまちづくりを行う都市計画事業や、土地区画整理事業に要する費用にあてるための目的税です。
	土地開発公社	地域の秩序ある整備を図るため、必要な公有地となるべき土地を地方公共団体に代わって先行取得することを主たる任務とし、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設立された特別法人のこと。
	土木費	歳出を目的別に分けた場合の1区分。道路や橋りょうの整備・維持管理、雨水対策工事、下水道特別会計への繰出金などが該当します。
は	評価替え	評価替えとは固定資産の価格の見直しのことをいいます。膨大な量の土地・家屋について、その評価を毎年度見直すことは、実務的に不可能であることなどから、原則として3年間評価額をすえ置く制度、言いかえれば、3年ごとに固定資産の価格を見直す制度がとられています。また、この3年に1度の評価替えを行う年度を「基準年度」といいます。
	標準財政規模	地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもの。
	府支出金	歳入の1区分。府から市に交付されるお金で、その用途が特定されているもの。生活保護費など府においてもその責任を負う事務に係る費用を市と負担しあう場合の支出金である府負担金、府知事・府議会議員の選挙等の都の事務を代行する場合の費用に係る支出金の府委託金、特定の事業の奨励や財政援助のための補給金である府補助金の3種類があります。

	用語	説明
	扶助費	歳出を性質別に分けた場合の1区分。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、若しくは市が単独で行っている各種扶助(現金又は物品、サービスの提供)に要する経費。生活保護費、子ども手当、乳幼児医療助成などが該当します。
	普通建設事業費	歳出を性質別に分けた場合の1区分。道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新增設等の建設事業に要する経費のこと。
	物件費	歳出を性質別に分けた場合の1区分。その性質が消費的なもので人件費、扶助費、補助費等に分類されないもの。委託料や使用料、備品購入費、臨時職員の賃金などが該当します。
	府内都市	大阪府内の政令指定都市(大阪市・堺市)及び町村を除いた都市のこと。現在府内には31市あります。
	補助費等	歳出を性質別に分けた場合の1区分。公課費(自動車重量税など市が納める税金)や各種団体への補助金、一部事務組合等への負担金などが該当します。
ま	民生費	歳出を目的別に分けた場合の1区分。各種の福祉、生活保護などに要する経費。国民健康保険事業会計への繰出金や、児童手当、認定こども園の運営費などが該当します。
	目的別歳出	地方公共団体の経費を、その行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費などに分類したもの。
ら	臨時財政対策債	国が地方交付税の配分に当たり、その財源である国税5税の不足分について地方と折半することを趣旨として、発行可能額が国から示される地方債のこと。本来は地方交付税として国から交付されるべき額を借入れています。後年度における元利償還金の100%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることで、国による財源保障がされているため、実質的な地方交付税であるといえます。
	類似団体	総務省が毎年度作成する類似団体別市町村財政指数表に基づき、全国の市町村を「人口」と「産業構造」の要素により分類したもの。地方公共団体が全国的な比較を行う場合、この類似団体のなかでどのような位置にあるかをみます。令和4年度における本市の類似団体は全国で62団体あり、大阪府内では池田市、守口市、泉佐野市、富田林市、松原市、大東市、箕面市、羽曳野市、門真市があります。

河内長野市財政白書（※暫定版）

～令和5年度（2023年度）決算版～

作成：河内長野市 総務部 財政課



〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

T E L : (0721) 53-1111

F A X : (0721) 55-1435

E-mail : zaisei@city.kawachinagano.lg.jp

ホームページ : <http://www.city.kawachinagano.lg.jp/>